



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年8月19日（火） 第10324号

目次

	ページ
監査委員公告	
○監査結果の公表	2
○同	5
○監査結果に基づく措置状況	6

■ 監査委員公告

◎監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年8月19日

群馬県監査委員 石原 栄一
 同 平田 稔
 同 井田 泉
 同 森 昌彦

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和5年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和6年5月31日まで）
 令和6年度会計（令和6年4月1日から監査基準日まで）
 - (2) 監査対象機関 地域機関等28機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 5件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (令和7年5月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川森林事務所 (令和7年6月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部環境森林事務所 (令和7年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡森林事務所 (令和7年6月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡森林事務所 (令和7年6月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

吾妻環境森林事務所 (令和7年6月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田環境森林事務所 (令和7年6月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部環境事務所 (令和7年6月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生森林事務所 (令和7年6月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部農業事務所 (令和7年6月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所 (令和7年6月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻農業事務所 (令和7年6月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田農業事務所 (令和7年6月16日)	(注意事項) パートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当、勤勉手当の額については、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第5条第3項、第6条及び第6条の2において定められている。 当該機関は、令和6年4月1日に報酬額の改正があったが、会計年度任用職員1名について会計年度任用職員事務システムの登録を誤り、その後も額の確認を行わなかったため、令和6年4月分から令和7年2月分の報酬並びに令和6年6月及び12月に支給した期末手当及び勤勉手当について97,794円過小に支給していた。
東部農業事務所 (令和7年6月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋土木事務所 (令和7年6月20日)	(指摘事項) 群馬県処務規程第3条において、「すべて事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ、これを処理してはならない」とされており、群馬県公印規程第11条において、「公印は、押印すべき文書に決裁済みの回議書を添えて、公印取扱主任の照合を受けてから、明瞭かつ正確に押さなければならない」とされている。また、群馬県財務規則第3条において、契約（設計金額1億円以上の工事費の支出に係るものを除く。）に関する場合は、知事から土木事務所長に権限が委任するものとされている。 当該機関は、自動車燃料ガソリンに係る単価契約について、決裁責任者（前橋土木事務所長）への文書の回議を行わないまま、公印を押印し契約締結していた。
渋川土木事務所 (令和7年5月12日)	(注意事項) 地方自治法施行令第161条第1項及び群馬県公共料金等自動口座振替事務取扱要綱第3条第1項において、電気料については、資金前渡口座を

	<p>開設し、自動口座振替により支払うことができるとされている。</p> <p>当該機関は、道路照明電気料に係る振替通知を令和6年4月上旬に受領したが、振替期日までに支払手続を行わなかったため振替不能となり、9,710円の延滞金を生じさせた。</p> <p>さらに同年7月、除雪車庫電気料に係る振替通知を受領したが、振替期日までに支払手続を行わなかったため、別途資金前渡していた道路照明に係る電気料が振替不能となり、86円の延滞金を生じさせた。</p> <p>また、群馬県公共料金等自動口座振替事務取扱要綱第9条第1項により、自動口座振替に係る前渡金の精算に当たっては、当該料金の支払から10日以内に記帳済通帳を支出命令者に提示することをもって、前渡金精算書の提出に代えるものとされているが、10日を超えて通帳記帳を行っていた。</p>
伊勢崎土木事務所 (令和7年5月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎土木事務所 (令和7年5月19日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第62条第2項において、収入調定者は、過誤納金を発見したときは、関係書類に基づき、戻出回議書等を作成して還付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和6年8月22日に誤って二重に納付された令和6年度分の道路占用料について、事務調査日時点(令和7年4月25日)において過納付を認識しておらず、過納金の還付を行っていなかった。</p>
安中土木事務所 (令和7年6月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡土木事務所 (令和7年5月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 (令和7年6月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条土木事務所 (令和7年6月18日)	<p>(注意事項)</p> <p>地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格1,245,222円(税込)の電気工作物保安管理業務委託契約について、令和6年4月1日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。</p>
沼田土木事務所 (令和7年6月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所 (令和7年6月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生土木事務所 (令和7年6月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林土木事務所 (令和7年6月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
上信自動車道建設事務所 (令和7年5月12日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県業務委託契約約款第34条第4項の規定により、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、発注者の指定する期日までに、その超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第5項の</p>

	<p>規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者との協議して返還すべき超過額を定めるとされている。</p> <p>当該機関では、業務委託料の減額に伴う前払金の超過額1,309,200円の返還、又は両者の間で協議を行っていなかった。</p>
<p>八ッ場ダム水源地域対策事務所 (令和7年5月12日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>

◎監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年8月19日

群馬県監査委員 石原 栄一
 同 平田 稔
 同 井田 泉
 同 森 昌彦

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和6年度会計
 - (2) 監査対象機関 県庁等1機関及び地域機関等1機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
<p>住宅政策課 (令和7年8月7日)</p>	<p>(指摘事項) 公営住宅制度における「収入」の定義は、公営住宅法施行令第1条第3号において定められており、入居者及び同居者の過去1年間における所得金額の合計から各種人的控除を行い、月額に直したものとされている。 また、「公営住宅法施行令第1条第3号の「収入」の控除方法について</p>

	<p>て」（令和6年6月28日国土交通省住宅局住宅総合整備課 事務連絡）において、令第1条第3号ハは70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族を、同号ニは16歳以上23歳未満の扶養親族を控除対象者としており、ハとニについては、人的控除の算定に当たり、入居者と同居者を同列に扱うことが適当であるとされている。</p> <p>当該機関は、昭和52年度から令和6年7月までの間、県営住宅の家賃算定において、入居者の収入から必要な控除を行わなかったため、当該機関に記録が残っていた平成25年度以降について、256世帯から計20,099,603円を過大徴収していた。</p> <p>また、過大徴収に伴い14世帯分133,800円の還付加算金を支出することになった。</p>
--	---

(2) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
大間々高等学校 (令和7年8月5日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第226条第1項において、物品管理者は必要がなくなった物品について廃棄をしようとするときは、不用の決定をしなければならないとされており、「会計事務の手引」（群馬県会計局作成）第7物品－14物品の不用決定及び売払い（1）において、不用決定は、ア物品の修繕に要する費用が、その物品と同程度のものを取得するために要する費用より高くなると認められるとき、イ物品の使用年数の経過、機能の低下又は老朽化等により業務上の使用に支障をきたしたため、同種の物品を新たに取得する必要があると認められるときなどの基準によって行うこととされている。また、同規則第231条において、物品管理者は、原則として毎年8月中に、物品について記録してある数量と現物との照合を行い、その一致を確認した上、必要がなくなった物品について、管理換又は不用の決定をしなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和3年度取得備品である一眼レフカメラについて、令和5年4月に不用決定の基準に該当するかを検討せず電源が入らないことを理由として廃棄し、さらに、不用の決定をしていなかった。また、同カメラについて、令和5年8月及び令和6年8月に記録してある数量と現物との照合を行い、一致しなかったが、必要な処理を行っていなかった。</p>

◎監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年8月19日

群馬県監査委員 石原 栄一
 同 平田 稔
 同 井田 泉
 同 森 昌彦

監査対象機関	吾妻教育事務所
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日（群馬県報第10274号）監査公表第1号
監査の結果	(指摘事項) 群馬県公立学校等に勤務する会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の額の計算

	<p>は、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条及び第6条の2に規定され、条例第9条の規定により欠勤により給与を減額された場合は、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則第14条及び第18条の6の規定により、期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の算定から、欠勤により減額された期間を除算することとされている。</p> <p>当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和5年12月及び令和6年6月に支給した期末手当並びに令和6年6月に支給した勤勉手当の額の計算において、在職期間及び勤務期間から勤務しないことにより給与を減額された期間を除算せず、在職期間及び勤務期間による割合（期間率）の区分を誤ったため、期末手当が101,173円、勤勉手当が54,966円の過大支給となっていた。</p>
講じた措置	<p>過大支給となっていた期末手当101,173円と勤勉手当54,966円について、令和7年5月8日付で通知し返納を求めた。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。</p>

監査対象機関	桐生行政県税事務所
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日（群馬県報第10274号）監査公表第1号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県財務規則第62条第2項において、収入調定者は、過誤納金を発見したときは、関係書類に基づき、戻出回議書等を作成して還付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを許可期間とする行政財産の使用許可をした者に対し、納人が誤って令和6年5月30日に二重に納付した当該使用料に係る過納金について、同年11月7日に還付を行っていた。</p>
講じた措置	再発防止を図るため、歳入状況のデータを毎月出力し、複数の職員による確認を徹底することで、チェック体制を強化した。

監査対象機関	畜産試験場
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日（群馬県報第10274号）監査公表第1号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県財務規則第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとされ、「会計事務の手引」（群馬県会計局作成）第2収入7調定の手続において、随時の収入は、その原因の発生の都度直ちに調定することとされている。</p> <p>当該機関は、令和6年5月21日に入金された放送受信料値下返戻金等の2,925円について、同年8月26日に調定を行っていた。</p>
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	がんセンター
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日（群馬県報第10274号）監査公表第1号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県病院局会計年度任用職員の勤勉手当の額の計算は、群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程第14条の2に規定され、勤務期間の算定については群馬</p>

	<p>県会計年度任用職員の例によることとされており、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「規則」という。）第18条の6第2項の規定により給与を減額された場合は、勤勉手当の勤務期間の算定から減額された期間を除算するとされている。</p> <p>当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和6年6月に支給した勤勉手当の額の計算において、勤務期間から規則第18条の6第2項に規定のない病気休暇の期間を除算し、勤務期間による割合（期間率）の区分を誤ったため、勤勉手当が11,815円の過小支給となっていた。</p>
講じた措置	<p>会計年度任用職員1名に対し、過小支給となっていた令和6年6月の勤勉手当11,815円について、令和7年1月21日に支給を行った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	大間々高等学校
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日（群馬県報第10274号）監査公表第1号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県財務規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、備品については、備品管理台帳に取得年月日、名称及び保管場所等の事項を記録しておかなければならないとされている。</p> <p>当該機関では、事務調査日（令和6年12月1日）時点において、備品管理台帳に記録されている備品1,190点のうち、令和3年度取得備品ほか14点について、同台帳の保管場所で現物を確認することができなかった。</p>
講じた措置	<p>現物を確認することができなかった備品15点について事務調査日以降に再確認を行い、うち10点は備品管理台帳の保管場所で現物を確認したほか、令和3年度取得備品ほか4点は廃棄済みであったことを確認し、群馬県財務規則等に基づく手続を行った。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、備品を使用した際には、元の場所に戻すことの周知及び複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	農業技術センター
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日（群馬県報第10274号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（指摘事項）</p> <p>群馬県財務規則第227条第2項において、生産物の売払いをするときは、生産物伝票（生産物売払決議票及び出納票）を起票し、決裁後に売払いをしなければならないとされている。また、同規則第55条第1項において、出納員又は分任出納員は、直接収納した歳入金等を、即日指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、中山間地園芸研究センターにおいて、令和6年8月29日、同年9月3日及び同月4日に売払いした生産物について、売払いをするときに生産物伝票を起票していなかった。また、事務調査日（同年9月5日）時点において、これらの売払代金66,000円を、指定金融機関等に払い込んでいなかった。なお、当該機関は、前年度の定期監査において、同様の指摘を受けている。</p>
講じた措置	<p>再発防止に向け、生産物売払い時には確実に生産物伝票を作成し、収納した現金を速やかに指定金融機関に払い込むことについて、所内関係職員により再度チェック体制の強化の意思統一を図った。</p> <p>また、上記について、所内全体において情報共有及び注意喚起を行い、生産物伝票</p>

	の起票を徹底するよう、相互チェックを行うこととした。
--	----------------------------

監査対象機関	東毛工業用水道事務所
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日(群馬県報第10274号) 監査公表第2号
監査の結果	(注意事項) 建設工事請負契約約款第34条第6項の規定により、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第8項の規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定めるとされている。 当該機関では、請負代金額の減額に伴う前払金の超過額126,500円を返還させておらず、また、両者の間で協議を行っていなかった。
講じた措置	請負代金額を減額する変更契約の27日後に工事が完成したことから、前払金の超過額126,500円は、請負代金を支払う際に差し引いて精算した。 今後は、書面による協議を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	公益財団法人群馬県スポーツ協会
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日(群馬県報第10274号) 監査公表第3号
監査の結果	(注意事項) 公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程第34条において、会計責任者は契約の履行の完了を確認するため、必要な検査をしなければならないとされている。 当該団体は、消防用設備保守・防火対象物・防災管理点検業務委託契約において、令和2年度から令和4年度におけるアーチェリー場の機器及び総合点検の履行の完了を確認するための必要な検査をせず、未実施の点検に係る委託料を支払っていた。
講じた措置	消防用設備保守・防火対象物・防災管理点検業務委託受注者と変更契約を締結し、令和5年5月30日に返金を受けた。 再発防止を図るため、公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程にのっとりた事務処理を職員に徹底した。 (スポーツ振興課としての対応) 当該団体に対して、確認体制を強化し、適正な会計事務を執行するよう指導した。

監査対象機関	公益財団法人群馬県スポーツ協会
監査結果の公表年月日	令和7年2月18日(群馬県報第10274号) 監査公表第3号
監査の結果	(注意事項) 当該団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程第31条第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができるとする予定価格の限度額は、同項第7号で定められており、物品の購入については160万円を超えないものとされている。 当該団体は、予定総額3,831,938円(税込)の各種燃料購入単価契約について、令和5年4月1日付で随意契約を締結したが、随意契約によることができるとする予定総額の限度額を超えていた。
講じた措置	各種燃料購入単価契約について、令和6年度は競争入札により契約を締結した。 再発防止を図るため、公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程にのっとりた事務処理を職員に徹底した。 (スポーツ振興課としての対応)

	当該団体に対して、確認体制を強化し、適正な会計事務を執行するよう指導した。
--	---------------------------------------

監査対象機関	ぐんま昆虫の森
監査結果の公表年月日	令和7年3月21日(群馬県報第10283号) 監査公表第7号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県財務規則第113条第2項において、会計管理者は、釣銭又は両替金に充てるために必要があるときは、歳計現金を出納員又は分任出納員に交付し、保管させておくことができるとされている。また、つり銭用現金取扱要領第13において、出納員等は、つり銭用現金の保管にあたっては、盗難、亡失等に十分留意するよう努めなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和6年4月21日に来園者からの券売機の取消操作により投入額の一部返金が行われなかった旨の申出に対し、券売機内の点検と現金の出入りを十分確認せずに返金を行ったため、閉園後のつり銭用現金が10,000円不足となった。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、返金額確認手順書を整備し、職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	ぐんま昆虫の森
監査結果の公表年月日	令和7年3月21日(群馬県報第10283号) 監査公表第7号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県教育委員会事務局等処務細則第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければこれを処理してはならないとされており、群馬県教育委員会公印規程第10条において、公印は、押印すべき文書に決裁済みの回議書等を添えて公印取扱主任の照合を受けてから明瞭かつ正確に押さなければならないとされている。また、群馬県教育委員会事務局等会計年度任用職員任用要領第3条第2項において、会計年度任用職員の任命に関する事務を行う者(以下「事務取扱者」という。)は、地域機関等にあつては地域機関等の長とするとされている。</p> <p>当該機関は、令和6年4月1日付けの採用を決定した会計年度任用職員19名の任用に当たり、決裁責任者(事務取扱者)への文書の回議を行わないまま、同要領第8条第1項に規定する発令通知書に公印を押印し交付していた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県教育委員会事務局等処務細則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。</p>

監査対象機関	榛名高等学校
監査結果の公表年月日	令和7年3月21日(群馬県報第10283号) 監査公表第7号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、備品については、備品管理台帳に取得年月日、名称及び保管場所等の事項を記録しておかななければならないとされている。</p> <p>当該機関では、事務調査日(令和7年1月29日)時点において、備品管理台帳に記録されている備品937点のうち、昭和49年から平成30年までに取得した46点について、所在不明となっていた。</p>
講じた措置	所在不明となっていた46点について、現物は既に廃棄済みであることを確認のう

	え、群馬県財務規則等に基づく事務処理を行った。 再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとり事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。今後、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。
--	--

監査対象機関	ぐんま昆虫の森
監査結果の公表年月日	令和7年3月21日(群馬県報第10283号)監査公表第7号
監査の結果	(注意事項) 群馬県財務規則第190条第1項において、随意契約をしようとするときは、同項各号のいずれかに該当するときに除くほか、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。当該機関は、同項各号のいずれにも該当しない物品購入契約において、3人以上の者から見積書を徴していなかった。
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとり事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	東毛青少年自然の家
監査結果の公表年月日	令和7年3月21日(群馬県報第10283号)監査公表第7号
監査の結果	(注意事項) 群馬県財務規則第191条第1項において、契約担当者は、契約を締結するに当たっては、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。また、同条第2項において、契約金額が150万円未満の契約等、同項各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。とされている。 当該機関は、同項各号のいずれにも該当しない契約金額が150万円以上の契約について、契約書を作成していなかった。
講じた措置	再発防止のため、群馬県財務規則等にのっとり事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。また、契約締結時は契約書の作成が基本であるという認識の下、契約書の作成を省略する場合は、その根拠を複数の職員で確認するなど、チェック体制の強化に努めることとした。

監査対象機関	観光魅力創出課
監査結果の公表年月日	令和7年3月21日(群馬県報第10283号)監査公表第8号
監査の結果	当該機関は、所管する指定管理者制度導入施設である「宝台樹キャンプ場」の監督について、以下のとおり適正を欠くものがあった。 (1) 宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場の管理及び運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)別記2「武尊山観光レクリエーション施設使用料収納事務取扱要領」において、収納事務受託者は利用者から収納した使用料は、7日間毎に現金払込伝票を起票し、当該伝票により県指定金融機関に払い込むものとする。とされている。 当該機関は、宝台樹キャンプ場の使用料の収納の一部について、指定管理者(収納事務受託者)が、同要領に定めのないキャッシュレス決済により行っていた事実を把握していなかった。 (2) 基本協定書第26条において、指定管理業務等を行うに当たり、当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならず、同条ただし書において、あらかじめ県の書面による承諾を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるとされている。また、基本協定書別記3「指定管理業務等仕様書」において、指定管理者が行う業務として地方自治法施行令第1

	<p>58条により、キャンプ場の使用料の徴収等の事務を実施することとされており、この使用料の徴収等の事務は再委託できないとされている。さらに別記4「個人情報取扱特記事項」第8においても県が承諾した場合を除いて、指定管理業務等にかかる個人情報を取り扱う業務について、第三者にその処理を委託してはならないとされている。</p> <p>当該機関は、指定管理者が、個人情報を含む施設の利用の受付事務を第三者である旅行予約ウェブサイト運営会社に請け負わせていたことについて、書面による承諾を行っていなかった。また、再委託できない使用料の収納事務が再委託されていた。</p> <p>(3) 基本協定書第34条において、指定管理者は自主事業を実施しようとする場合は、県に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に県の承認を受けなくてはならないとされている。また、基本協定書別記3「指定管理業務等仕様書」において、自主事業を実施する際は、事前に協議を行い知事の承認を得ること及び自主事業を実施した際は、実績報告書への記載を行うこととされている。</p> <p>当該機関は、指定管理者が実施するオートキャンプほか12の自主事業について、自主事業実施計画書の提出を受けておらず、承認も行っていなかった。また、実績報告書への記載も一部のみとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="464 779 1401 1003"> <tr> <td style="text-align: center;">自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）</td> </tr> <tr> <td>食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料</td> </tr> </table> <p>(4) 群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条において、有料施設を利用しようとする者は、条例に定める額の使用料を納付しなければならないと規定されている。また、条例第4条第4項及び基本協定書第5条第2号により、知事は、有料施設の使用料の収納の事務を指定管理者に委託している。条例に定める有料施設（フリーテントサイト）には、県管理部分とみなかみ町管理部分が入り組んで存在している。</p> <p>当該機関は、有料施設の利用者から収納した使用料について、みなかみ町管理部分相当の使用料を除いて納付させていたが、この取扱いを条例又は基本協定書に規定していなかった。</p>	自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）	食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料
自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）			
食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料			
講じた措置	再発防止を図るため、基本協定書等の規定内容を再度確認し、基本協定書や群馬県財務規則等の関係規定にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。また、指定管理者にも基本協定書等にのっとりた適正な事務処理を行うよう指示を行った。		

監査対象機関	株式会社みなかみ宝台樹リゾート
監査結果の公表年月日	令和7年3月21日（群馬県報第10283号）監査公表第9号
監査の結果	<p>当該指定管理者が管理を行っている宝台樹キャンプ場の指定管理業務について、以下のとおり適正を欠くものがあった。</p> <p>(1) 宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場の管理及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）別記2「武尊山観光レクリエーション施設使用料収納事務取扱要領」において、収納事務受託者は利用者から収納した使用料は、7日間毎に現金払込伝票を起票し、当該伝票により県指定金融機関に払い込むものとしてされている。</p> <p>当該指定管理者は、宝台樹キャンプ場の使用料の収納の一部について、同要領に定めのないキャッシュレス決済により行っていた。</p> <p>(2) 基本協定書第26条において、指定管理業務等を行うに当たり、当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならず、同条ただし書において、あらかじめ県の書面による承諾を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるとされている。また、基本協定書別記3「指定</p>

	<p>管理業務等仕様書」において、地方自治法施行令第158条により、キャンプ場の使用料の徴収等の事務を実施することとされており、この使用料の徴収等の事務は再委託できないと定められている。さらに、基本協定書別記4「個人情報取扱特記事項」第8においても県が承諾した場合を除いて、指定管理業務等にかかる個人情報を取り扱う業務について、第三者にその処理を委託してはならないとされている。</p> <p>当該指定管理者は、県の書面による承諾を受けることなく、個人情報を含む施設の利用の受付事務を、第三者である旅行予約ウェブサイト運営会社に請け負わせ、再委託できない使用料の収納事務を再委託していた。</p> <p>(3) 基本協定書第34条において、指定管理者は自主事業を実施しようとする場合は、県に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に県の承認を受けなくてはならないとされている。また、基本協定書別記3「指定管理業務等仕様書」において、自主事業を実施する際は、事前に協議を行い知事の承認を得ること及び自主事業を実施した際は、実績報告書への記載を行うこととされている。</p> <p>当該指定管理者は、オートキャンプほか12の自主事業について、自主事業実施計画書を提出しておらず、事前に県の承認を受けることなく実施していた。また、実績報告書への記載も一部のみとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="464 779 1406 1003"> <tr> <td style="text-align: center;">自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）</td> </tr> <tr> <td> 食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料 </td> </tr> </table> <p>(4) 群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条において、有料施設を利用しようとする者は、条例に定める額の使用料を納付しなければならないと規定されている。また、条例第4条第4項及び基本協定書第5条第2号により、知事は、有料施設の使用料の収納の事務を指定管理者に委託している。条例に定める有料施設（フリーテントサイト）には、県管理部分とみなかみ町管理部分が入り組んで存在している。</p> <p>当該指定管理者は、有料施設の利用者から収納した使用料について、条例又は基本協定書の根拠なく、みなかみ町管理部分相当の使用料を除いて納付していた。</p>	自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）	食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料
自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）			
食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料			
<p>講じた措置</p>	<p>再発防止を図るため、基本協定書等の規定内容を再度確認し、基本協定書等の関係規定にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>		